

川崎市立諸学校周年行事に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立諸学校(以下「学校」という。)が行う周年行事に要する経費に対し、予算を配当することについて必要な事項を定めるものとする。

(予算配当の対象となる周年行事)

第2条 予算の配当の対象となる周年行事の実施年は、学校創立10年目、50年目、100年目、130年目、150年目、170年目及び200年目とする。

ただし、特に校長が理由があると認める場合は、教育次長と協議して、周年行事の実施年を変更することができる。

(配当予算額)

第3条 周年行事に配当する予算額は、周年行事の実施年度の予算の定めるところによる。

(割当的寄附金等の禁止)

第4条 校長は、周年行事に要する経費について、直接であると間接であるとを問わず、寄附金(これに相当する物品等を含む。)を割り当てて、強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)してはならない。

(その他)

第5条 この要綱で定めるもののほか、周年行事に関する寄附の取扱いについては、川崎市立義務教育諸学校寄附取扱規則(昭和44年川崎市教育委員会規則第5号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱実施の日前において、第2項に規定する周年行事の実施年以外の実施年を平成2年度において行うことを決定している学校については、この要綱第2項及び第3項の規定は適用しない。

附 則

この改正要綱は、平成2年6月12日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年2月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この改正要綱施行の際、平成14年度中に学校創立30年目及び70年目を迎える学校については、この改正要綱施行後も、なお従前の例による。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。